

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年12月21日（金曜日）

定期第 3049 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三四五円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一―五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ	る規程（人委・総務課）	660
○規則		○選挙管理委員会告示	
神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（環境農政・環境計画課）	657	公職選挙法による施設の指定の報告	660
○告示		○公告	
農用地利用配分計画の認可（環境農政・農地課）	657	特定非営利活動法人の設立の認証申請（政策・NPO協働推進課）	660
定置漁業の免許（環境農政・水産課）	657	農用地利用配分計画の認可の申請（環境農政・農地課）	661
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療課）	658	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（4件）（産業労働・商業流通課）	661
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	658	地籍調査に関する平成30年度事業計画の変更（県土整備・技術管理課）	662
道路の供用開始（県土整備・道路管理課）	658	開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課）	664
洪水浸水想定区域の指定（8件）（県土整備・河川課）	658	コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止（内水面漁場管理委員会）	664
青少年保護育成条例による有害興行の指定（福祉子どもみらい・青少年課）	660		
○人事委員会訓令			
神奈川県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正す			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第73号

### 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「第7条の4第2項」を「第10条第2項」に、「第17条第2項」を「第13条第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

神奈川県告示第539号

---

神奈川県告示第540号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、定置漁業を次のとおり免許した。

平成30年12月21日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の農用地利用配分計画を認可した。

平成30年12月21日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 賃借権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所並びにその者が賃借権の設定等を受ける土地

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮國 大	藤沢市	藤沢市打戻字榎戸1,506番ほか3筆
岡本 伸重	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市芹沢字台田1,752番1ほか3筆
長谷川 行洋	三浦市	三浦市南下浦町毘沙門字丸込1,607番2ほか6筆
鈴木 孝	三浦市	三浦市初声町高円坊字小長作669番2
鈴木 義治	南足柄市	南足柄市内山字向坂2,288番ほか3筆

2 農用地利用配分計画

次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、神奈川県環境農政局農政部農地課において公衆の縦覧に供する。）

この公報は再生紙を使用しています

- 1 免許年月日 平成30年12月20日
- 2 存続期間 平成30年12月20日から平成35年 8月31日まで
- 3 漁場の位置及び区域並びに漁業時期  
定置漁業の免許の内容となる事項等（平成30年神奈川県告示第271号）で公示したとおり
- 4 漁業権の公示番号及び免許番号、漁業の名称、漁業権者並びに制限又は条件

漁業権の公示番号及び免許番号	漁業の名称	漁 業 権 者		制限又は条件
		住 所	氏名又は名称及び代表者の氏名	
定 第 4 号	いわし・さば定置漁業	三浦市南下浦町菊名193	佐々木 功	網の構造は、北側片口網とする。

**神奈川県告示第541号**

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院の項及び昭和大学藤が丘病院の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院	横浜市中区山下町268	平成30年11月4日から平成33年11月3日まで
昭和大学藤が丘病院	横浜市青葉区藤が丘1-30	平成30年11月14日から平成33年11月13日まで

**神奈川県告示第542号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県県西土木事務所において、平成30年12月21日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類  
県道
- 2 路線名  
松田国府津
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
足柄上郡大井町金子字水神松下15番1地先から	旧	7.1メートルから	222メートル
同 字最明寺 向76番9地先まで		9.5メートルまで	
同	新	8.3メートルから 10.1メートルまで	同

**神奈川県告示第543号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、平成30年12月21日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
一般国道134号
- 2 供用開始の区間  
三浦市初声町下宮田字長作16番1地先から  
同 8番1まで
- 3 供用開始の日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第544号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県平塚土木事務所、神奈川県藤沢土木事務所及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成18年神奈川県告示第474号）は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系小出川
- 2 指定年月日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第545号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県藤沢土木事務所及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課

県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成21年神奈川県告示第565号）は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系千の川
- 2 指定年月日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第546号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年神奈川県告示第381号）は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系目久尻川
- 2 指定年月日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第547号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年神奈川県告示第382号）は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系永池川
- 2 指定年月日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第548号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次

の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県厚木土木事務所東部センター、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年神奈川県告示第385号）は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系鳩川
- 2 指定年月日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第549号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
相模川水系道保川
- 2 指定年月日  
平成30年12月21日

**神奈川県告示第550号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年神奈川県告示第707号）は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 河川の名称  
引地川水系引地川
- 2 指定年月日

平成30年12月21日

神奈川県告示第551号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター及び神奈川県政策局政策部情報公開広聴課県政情報センターにおいて一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定(平成19年神奈川県告示第708号)は、廃止する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 河川の名称

引地川水系蓼川

2 指定年月日

平成30年12月21日

神奈川県告示第552号

神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の種類	題 名	製作会社等
映 画	豊満OL 寝取られ人事	関 根 組
	師匠の女将さん いじりいじられ	工 藤 組
	痴漢電車 食い込み夢マッチ	加 藤 組

人事委員会訓令

神奈川県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

神奈川県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月21日

神奈川県人事委員会

委員長 山 倉 健 嗣

神奈川県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

神奈川県人事委員会行政文書管理規程(平成11年神奈川県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第1項の規定にかかわらず、」の次に「県の機関に対して施行する文書(許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書を除く。)及び」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により次の施設を指定した旨、相模原市選挙管理委員会から報告があった。

平成30年12月21日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 村 上 健 司

施設の名称	所 在 地	指定年月日
相模原市立相南児童館	相模原市南区相南1-15の28	平成30年12月4日

公 告

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年11月30日	特定非営利活動法人 空手道場清風館	小林 豪	平塚市松風町26番32号	この法人は、老若男女を問わず様々な人に対して、空手道の研究、普及、指導、人材育成に関する事業を行い、スポーツ(武道)の振興及び子どもの健全育成を図る活動に寄与することを目的とする。
平成30年12月12日	特定非営利活動法人 あさだ基金	小坂 千香	横須賀市秋谷4, 122番地2	この法人は、広くは一般市民、とりわけ子どもたちを対象として、人と犬との共生に関する事業を通じて、社会教育及び子どもの健全育成の推進に尽力すると共に、ひいては保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次の農用地利用配分計画について認可の申請がありました。

なお、利害関係人は、平成31年1月4日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができます。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 賃借権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所並びにその者が賃借権の設定等を受ける土地

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
秋本 秀充	横浜市港北区	横浜市都筑区池辺町字清水上1,564番2ほか2筆
栗原 裕	横浜市都筑区	横浜市都筑区池辺町字清水上1,564番1ほか2筆
大立 尚登	横浜市鶴見区	横浜市都筑区池辺町字清水上1,263番1ほか3筆
新井 知剛	横浜市都筑区	横浜市都筑区池辺町字清水上1,600番1ほか1筆
北原 敏幸	東京都目黒区	横浜市神奈川区羽沢町字具行658番9
齊藤 政彦	横浜市保土ヶ谷区	横浜市神奈川区羽沢町字具行658番9
児玉 照子	横浜市磯子区	横浜市泉区和泉町5,872番10ほか2筆
小林 憲司	平塚市	平塚市入部字跨口32番1
長田 裕司	小田原市	小田原市上町字曾我谷津644番ほか4筆
衣川 晃	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市芹沢字台田1,633番
辻 敦史	伊勢原市	伊勢原市日向字南新田479番1
渡邊 幹	中郡大磯町	中郡大磯町西小磯字桐ヶ久保1,693番1ほか1筆
高橋 佳睦	小田原市	中郡二宮町川勾字宮ノ前307番1ほか1筆
株式会社小田原・箱根ファーム	小田原市	足柄上郡中井町井ノ口字北上原1,678番1
宮上 透	足柄上郡開成町	足柄上郡開成町金井島字松田境416番
宮上 透	足柄上郡開成町	足柄上郡開成町金井島字的場359番ほか4筆

2 農用地利用配分計画

次のとおり

〔次のとおり〕は、省略し、神奈川県環境農政局農政部農地課において平成30年12月21日から平成31年1月4日まで公衆の縦覧に供します。〕

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈

川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成30年12月21日から平成31年4月22日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成30年12月21日から平成31年4月22日までに知事に意見書を提出できます。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘2-1の8

代表取締役 木村 一義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ横須賀店

横須賀市日の出町3-16の1ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
コジマNEW横須賀店	コジマ×ビックカメラ横須賀店

4 変更の年月日

平成26年2月15日

5 届出年月日

平成30年10月19日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県中央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成30年12月21日から平成31年4月22日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成30年12月21日から平成31年4月22日までに知事に意見書を提出できます。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘2-1の8

代表取締役 木村 一義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ座間店

座間市相模が丘1-37の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
コジマNEW座間店	コジマ×ビックカメラ座間店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8 代表取締役 寺崎 悦男	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8 代表取締役 木村 一義

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8 代表取締役 寺崎 悦男	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8 代表取締役 木村 一義

4 変更の年月日

平成25年9月13日ほか

5 届出年月日

平成30年10月22日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県中央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成30年12月21日から平成31年4月22日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成30年12月21日から平成31年4月22日までに知事に意見書を提出できます。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社コジマ  
栃木県宇都宮市星が丘2-1の8  
代表取締役 木村 一義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ海老名店  
海老名市大谷字溝添90の10

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
コジマNEW海老名店	コジマ×ビックカメラ海老名店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8

代表取締役 寺崎 悦男	代表取締役 木村 一義
-------------	-------------

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8 代表取締役 寺崎 悦男	株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘2-1 の8 代表取締役 木村 一義

4 変更の年月日

平成25年12月14日ほか

5 届出年月日

平成30年10月22日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成30年12月21日から平成31年4月22日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成30年12月21日から平成31年4月22日までに知事に意見書を提出できます。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イオンリテールストア株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5の1  
代表取締役 西松 正人

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン伊勢原店  
伊勢原市白根字向田630の1ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
ダイエー伊勢原店	イオン伊勢原店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー 兵庫県神戸市中央区港島中町 4-1の1 代表取締役 近澤 靖英 ほか4者	イオンリテールストア株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5の1 代表取締役 西松 正人 ほか3者

4 変更の年月日

平成30年3月27日ほか

5 届出年月日

平成30年10月26日

国土調査法第6条の3第2項の規定に基づいて定めた平成30年度地籍調査事業計画を変更し、次のとおりとしました。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調 査 地 域
横 浜 市	横浜市旭区今川町の一部
	同 上白根町の一部
	同 上白根一丁目の一部
	同 上白根二丁目の一部
	同 上白根三丁目の一部
	同 中沢一丁目の一部
	同 中白根二丁目の一部
	同 中白根三丁目の一部
	同 矢指町
	同 金が谷
	同 金が谷一丁目
	同 金が谷二丁目の一部
	同 川井宿町
	同 川井本町
	同 笹野台一丁目
	同 笹野台二丁目
	同 笹野台三丁目
	同 笹野台四丁目
	同 都岡町
	同 金沢区釜利谷町の一部
	同 釜利谷南一丁目の一部
	同 釜利谷南二丁目の一部
	同 釜利谷南三丁目の一部
	同 釜利谷西一丁目の一部
	同 釜利谷西二丁目の一部
	同 釜利谷東四丁目の一部
	同 釜利谷東六丁目の一部
	同 釜利谷東七丁目の一部
	同 釜利谷東八丁目の一部
	同 戸塚区柏尾町
	同 上倉田町
	同 舞岡町
	同 南舞岡三丁目
同 下倉田町の一部	
同 前田町の一部	
同 南舞岡一丁目の一部	
同 南舞岡二丁目の一部	
同 南舞岡四丁目の一部	
川 崎 市	川崎市多摩区生田六丁目の一部
	同 菅仙谷三丁目の一部
	同 菅馬場四丁目の一部
	同 寺尾台一丁目の一部
	同 長沢一丁目の一部
	同 長沢二丁目の一部
	同 長沢三丁目の一部
	同 西生田一丁目の一部
	同 西生田二丁目の一部
	同 西生田三丁目の一部
	同 西生田四丁目の一部
	同 西生田五丁目の一部
	同 南生田一丁目の一部
	同 南生田二丁目の一部
	同 南生田四丁目の一部
	同 南生田六丁目の一部
	同 栗谷一丁目の一部
	同 麻生区高石四丁目の一部
	同 高石五丁目の一部
	同 高石六丁目の一部
	同 東百合丘一丁目の一部
	同 上麻生三丁目の一部
	同 上麻生四丁目の一部
	同 上麻生五丁目の一部
	同 上麻生六丁目の一部

	同 下麻生二丁目の一部
	同 王禅寺西七丁目の一部
	同 王禅寺西八丁目の一部
	同 王禅寺東四丁目の一部
	同 白山一丁目の一部
	同 白山五丁目の一部
相 模 原 市	相模原市緑区太井の一部
横 須 賀 市	横須賀市池田町一丁目の一部
	同 富士見町三丁目の一部
	同 佐野町三丁目の一部
同 長井五丁目の一部	
平 塚 市	平塚市ふじみ野二丁目の一部
	同 河内の一部
	同 纏の一部
同 真田四丁目の一部	
鎌 倉 市	鎌倉市材木座の一部
	同 由比ガ浜の一部
同 大町の一部	
藤 沢 市	藤沢市藤沢三丁目の一部
	同 藤沢四丁目の一部
	同 藤沢五丁目の一部
	同 本鶴沼三丁目の一部
	同 本鶴沼四丁目の一部
	同 本鶴沼五丁目の一部
同 辻堂太平台二丁目の一部	
小 田 原 市	小田原市扇町一丁目の一部
	同 扇町二丁目の一部
	同 扇町三丁目の一部
	同 扇町四丁目の一部
	同 国府津の一部
	同 国府津一丁目の一部
	同 国府津二丁目の一部
	同 国府津三丁目の一部
	同 国府津四丁目の一部
	同 早川の一部
同 早川一丁目の一部	
同 南町四丁目の一部	
茅 ヶ 崎 市	茅ヶ崎市東海岸南二丁目の一部
	同 東海岸南三丁目の一部
	同 東海岸南四丁目の一部
	同 汐見台の一部
三 浦 市	三浦市南下浦町上宮田の一部
秦 野 市	秦野市渋沢二丁目の一部
厚 木 市	厚木市旭町二丁目の一部
	同 旭町三丁目の一部
	同 泉町の一部
同 幸町の一部	
大 和 市	大和市内下鶴間の一部
伊 勢 原 市	伊勢原市池端の一部
海 老 名 市	海老名市柏ヶ谷の一部
綾 瀬 市	綾瀬市大上五丁目の一部
大 磯 町	中郡大磯町東町一丁目の一部
	同 東町二丁目の一部
中 井 町	足柄上郡中井町藤沢の一部
松 田 町	足柄上郡松田町松田庶子の一部
	同 松田惣領の一部
山 北 町	足柄上郡山北町山北の一部
開 成 町	足柄上郡開成町吉田島

箱 根 町	足柄下郡箱根町湯本の一部
真 鶴 町	足柄下郡真鶴町埋立の一部
湯 河 原 町	足柄下郡湯河原町福浦の一部 同 吉浜の一部

2 調査期間

平成30年5月7日から平成31年3月31日まで

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成30年12月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市門沢橋2-615の1ほか6筆
開発区域の面積	1,056.92平方メートル
開発許可を受けた者の住所	大和市深見西2-6の28
開発許可を受けた者の氏名	株式会社安田物産 代表取締役 安田 幹仁
開発許可年月日及び許可番号	平成30年2月13日 神奈川県指令厚土東第610101号

2

開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市和田河原字御手作404の1ほか6筆及び404の8の一部
開発区域の面積	991.52平方メートル
開発許可を受けた者の住所	厚木市上落合713
開発許可を受けた者の氏名	有限会社ランド・アート 代表取締役 山田 純吉
開発許可年月日及び許可番号	平成30年7月20日 神奈川県指令西土第610015号

3

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市深谷中3-2,007の3ほか11筆
開発区域の面積	1,425.07平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都練馬区石神井町2-26の11
開発許可を受けた者の氏名	一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
開発許可年月日及び許可番号	平成30年9月14日 神奈川県指令厚土東第610049号

4

開発区域に含まれる地域の名称	綾瀬市小園字稲荷谷1,503の2ほか7筆
----------------	----------------------

開発区域の面積	891.34平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都江東区木場5-10の10
開発許可を受けた者の氏名	株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹
開発許可年月日及び許可番号	平成30年6月8日 神奈川県指令厚土東第610018号

5

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡開成町中ノ名字上河原429の1ほか12筆及び435の3ほか4筆の各一部
開発区域の面積	2,643.25平方メートル
開発許可を受けた者の住所	平塚市錦町2の16
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マッケンジーハウス 代表取締役 鳥居 大祐
開発許可年月日及び許可番号	平成30年5月25日 神奈川県指令西土第610007号

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成30年12月21日

神奈川県内水面漁場管理委員会  
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面(河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 公的機関が試験研究の用に供する場合

イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合

イ 公的機関が試験研究の用に供する場合

ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

平成31年2月1日から平成32年1月31日まで